

令和6年度 教育委員会 第9回定例会 議案

1 日 時 令和6年8月21日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第11号議案 令和7年度使用教科用図書の採択

… 1

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第11号議案

令和7年度使用教科用図書の採択

令和7年度使用教科用図書を別紙（別冊）のとおり採択する。

令和6年8月21日提出

静岡県教育委員会教育長

県立高等学校及び県立中学校における教科用図書採択

(義務教育課・高校教育課)

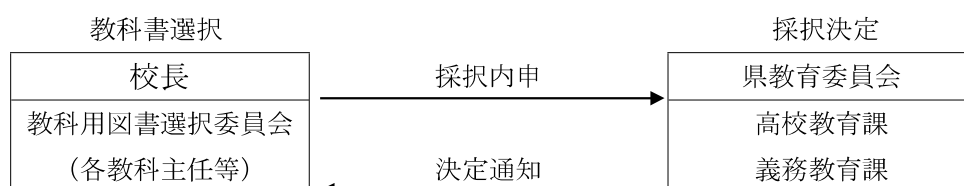
1 根拠法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

2 主な教科用図書の種類

区 分	概 要
文部科学省検定済教科書	民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検定を経たもの。
文部科学省著作教科書	需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集されたもの。
学校教育法附則第9条に基づく教科書	適切な教科書がないなど特別な場合には、上記以外の図書の使用が許される。

3 教科書採択の流れ



- ・各学校は、教科用図書選択委員会を設け、使用希望教科用図書を選択し、県教育委員会に内申する。
- ・委員会は、校長を委員長とし、各教科主任等をもって構成する。
- ・各学校は、教育課程の編成並びに児童生徒の能力、適性、進路及び履修単位等について十分な考慮を払い、明確な方針に基づいて適切な教科用図書の選択が行われるよう措置する。
- ・県教育委員会は、この内申に基づき採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 明確な方針

各学校は以下に示す4つの観点ごとに理由を1つ以上選択して県教育委員会に内申する。

- (1) 〈内容〉適切な内容が精選され、取り上げられている。 など
- (2) 〈組織・配列〉教材が系統的・発展的に組織され、他教材との関連が考慮されている。 など
- (3) 〈生徒への配慮〉生徒の発達段階に教材が適している。 など
- (4) 〈表現・造本〉本文、問題等について、用字・用語、図表等が正確で統一がとれている。 など

県立特別支援学校における教科用図書採択

(特別支援教育課)

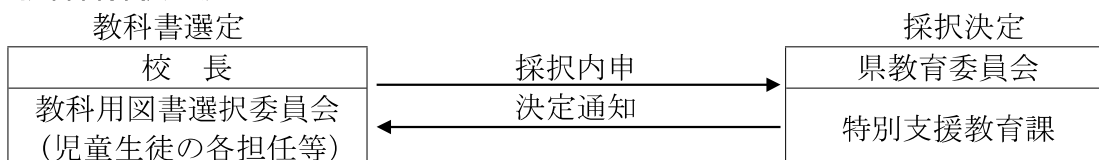
1 根拠法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

2 主な教科用図書の種類

区 分	概 要
文部科学省検定済教科書	・民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検定を経たもの。
文部科学省著作教科書	・需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集されたもの。 ・特別支援学校用として、文部科学省において著作・編集されたもの 視覚(点字)、聴覚(言語・音楽)、知的(国語、算数・数学、音楽)
学校教育法附則第9条に基づく教科書	・適切な教科書がないなど特別な場合には、上記以外の図書の使用が許される。 ・「文部科学省一般図書一覧」で示された本の中から、静岡県教科書選定審議会の依頼を受け調査・研究を行い、静岡県教育委員会が2年分の「選定一般図書一覧」として示す。 ・ボランティア団体が作成する一部の点字教科書

3 教科書採択の流れ



- ・各学校は、教科用図書選択委員会を設け、使用希望教科用図書を選択し、県教育委員会に内申する。
- ・委員会は、校長を委員長とし、各教科主任等をもって構成する。
- ・各学校は、教育課程の編成並びに児童生徒の能力、適性、障害の状況等について十分な考慮を払い、各学校の選択の明確な方針に基づいて適切な教科用図書の選択が行われるよう措置する。
- ・県教育委員会は、この内申に基づき採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 各学校の選択の明確な方針

- (1) 小学部・中学部 (小学校・中学校の教育課程に準ずる課程)
 - ア 視覚障害
 - ・点字・墨字いずれでも同一の授業ができるよう、点字教科書の原典となる教科書を選定
 - イ 聴覚障害・肢体不自由・病弱
 - ・学校所在地の市町が採択する教科書を選定
- (2) 小学部・中学部 (知的障害の教育課程)・高等部
 - ・障害の程度等児童生徒個々の状況及び各校の教育課程に応じて適切な図書を選定

第9回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	令和7年度使用教科用図書採択結果（市町立中学校）	P1

<配付報告 1 >

令和 6 年 8 月 21 日

(件 名)

令和 7 年度使用教科用図書採択結果 (市町立中学校)

(義務教育課)

中学校で令和 7 年度から 10 年度までの 4 年間使用する教科用図書の市町教育委員会による採択が終了し、以下のとおり決定した。

【中学校教科用図書一覧】

採択地区	国語		社会				数学	理科
	国語	書写	地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地図		
賀 茂	三省堂	光村	東書	東書	東書	帝国	学図	東書
田 方	光村	光村	東書	東書	日文	帝国	学図	東書
駿東沼津	三省堂	東書	東書	東書	東書	帝国	学図	啓林館
富 士	教出	教出	教出	教出	教出	帝国	学図	啓林館
静 岡	三省堂	光村	帝国	帝国	東書	帝国	啓林館	啓林館
志 太	教出	教出	教出	教出	東書	帝国	学図	啓林館
榛 原	光村	教出	帝国	帝国	帝国	帝国	学図	啓林館
小 笠	光村	教出	東書	東書	東書	帝国	学図	東書
磐田周智	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	学図	東書
浜 松	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	教出	東書
湖 西	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	教出	東書

採択地区	音楽		美術	保健体育	技術・家庭		外国語	特別の教科 道徳
	一般	器楽合奏			技術分野	家庭分野		
賀 茂	教芸	教芸	日文	東書	開隆堂	開隆堂	東書	光村
田 方	教出	教出	日文	東書	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東書
駿東沼津	教芸	教芸	開隆堂	東書	開隆堂	開隆堂	光村	日文
富 士	教芸	教芸	開隆堂	東書	開隆堂	開隆堂	東書	あかつき
静 岡	教芸	教芸	光村	東書	開隆堂	開隆堂	光村	東書
志 太	教芸	教芸	日文	東書	開隆堂	開隆堂	三省堂	光村
榛 原	教芸	教芸	開隆堂	大修館	開隆堂	開隆堂	東書	日文
小 笠	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	光村	東書
磐田周智	教芸	教芸	日文	大修館	開隆堂	開隆堂	開隆堂	日文
浜 松	教芸	教芸	日文	学研	開隆堂	開隆堂	光村	光村
湖 西	教芸	教芸	光村	東書	東書	東書	光村	日文

(参考)

【小学校教科用図書一覧】 ※令和6年度から令和9年度までの4年間使用

採択地区	国語		社会		算数	理科	生活
	国語	書写	社会	地図			
賀 茂	東書	光村	東書	帝国	学図	大日本	学図
田 方	光村	光村	東書	帝国	学図	学図	教出
駿東沼津	東書	光村	東書	帝国	学図	大日本	教出
富 士	教出	教出	教出	帝国	学図	啓林館	教出
静 岡	光村	光村	東書	帝国	学図	大日本	東書
志 太	光村	光村	教出	帝国	学図	大日本	東書
榛 原	光村	教出	教出	帝国	学図	東書	東書
小 笠	光村	教出	教出	帝国	学図	東書	学図
磐田周智	光村	光村	東書	帝国	学図	東書	東書
浜 松	光村	光村	東書	帝国	教出	大日本	東書
湖 西	光村	光村	東書	帝国	学図	大日本	学図

採択地区	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	特別の教科 道徳
				保健	英語	
賀 茂	教芸	日文	東書	東書	東書	東書
田 方	教出	日文	開隆堂	東書	東書	光文
駿東沼津	教芸	日文	開隆堂	東書	光村	教出
富 士	教芸	日文	開隆堂	学研	光村	東書
静 岡	教出	開隆堂	開隆堂	東書	光村	光文
志 太	教芸	開隆堂	開隆堂	東書	光村	光村
榛 原	教芸	日文	開隆堂	東書	東書	東書
小 笠	教芸	日文	開隆堂	東書	東書	日文
磐田周智	教芸	日文	開隆堂	東書	三省堂	東書
浜 松	教芸	日文	開隆堂	学研	光村	光村
湖 西	教出	開隆堂	開隆堂	東書	東書	学研

発行者

東書…東京書籍
大日本…大日本図書
開隆堂…開隆堂出版
学図…学校図書
教出…教育出版
教芸…教育芸術社
光村…光村図書出版

帝国…帝国書院
大修館…大修館書店
啓林館…新興出版社啓林館
日文…日本文教出版
光文…光文書院
学研…学研教育みらい
あかつき…あかつき教育図書